

こども未来局

資 料 編

I こども未来局の沿革

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
令 2. 4. 1	大明丘第三、清水第四、東昌、中山第六児童クラブ開設 すこやか子育て交流館子育て支援員を2名増 子育て世代包括支援センター2 か所（中央・南部） の母子保健支援員を各1名追加で配置 子育て世代包括支援センター5 か所に発達支援専門 員を7名配置	機構改革 こども未来局新設 健康福祉局所管からこども未来局所管となる こども政策課 保育幼稚園課 母子保健課 こども福祉課 こども支援室を新設 保育幼稚園課の総務係と施設係を再編し、 企画係、給付指導係、利用調整係を設置
5. 1	春山第四児童クラブ開設	
3. 4. 1	武岡第四、広木第三、八幡第三、和田第四、和田第 五、福平第四児童クラブ開設	
5. 1	桜丘東第三児童クラブ開設	
6. 1	原良第四児童クラブ開設	
4. 4. 1	草牟田第四、西紫原第四、伊敷第三、西伊敷第三児 童クラブ開設	こども支援室を廃止し、こども家庭支援センタ ーを新設し、企画係、相談支援係を設置 待機児童緊急対策室を新設
10. 4		保育幼稚園課に幼保運営担当課長を配置 保育幼稚園課に幼保運営担当係長を配置
5. 4. 1	福平第五児童クラブ開設	
6. 1		
12. 1	原良第五児童クラブ開設	
6. 4. 1	中山保育園 定員15人増（90人→105人）	谷山子育て支援課を新設 児童相談所準備室を新設 こども家庭支援センターの企画係、相談支援係 を廃止 保育幼稚園課に施設担当係長を配置 待機児童緊急対策室を廃止 保育幼稚園課に運営支援担当係長を配置
7. 4. 1	吉野東第五、吉野東第六児童クラブ開設	

Ⅱ こども未来局関係施設一覧 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

【児童福祉関係】

- 1 助産施設（児童福祉法第 36 条）（2 施設）
- 2 乳児院（児童福祉法第 37 条）（2 施設）
- 3 保育所（児童福祉法第 39 条）（119 施設）
- 4 小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3）（12 施設）
- 5 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項）（75 施設）
- 6 へき地保育所（国のへき地保育所設置要綱）（1 施設）
- 7 児童厚生施設 児童館（児童福祉法第 40 条）（3 施設）
- 8 児童養護施設（児童福祉法第 41 条）（5 施設）
- 9 児童心理治療施設（児童福祉法第 43 条の 2）（1 施設）
- 10 母子福祉センター（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 38 条）（1 施設）
- 11 女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 12 条）（1 施設）
- 12 児童クラブ（放課後児童健全育成事業・放課後児童健全育成補助事業・児童福祉法第 34 条の 8）（229 施設）
- 13 子育て支援施設（5 施設）
- 14 ファミリー・サポート・センター（1 施設）
- 15 結婚相談所（1 施設）
- 16 幼稚園（学校教育法第 22 条）（23 施設）
- 17 保健福祉関係団体施設及び相談所（5 施設）
- 18 保育所・幼稚園関係団体（2 団体）